

5-3 「用語解説」

用語	解説
ーアルファベットー	
BOD	水中の汚濁物質が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量のこと、河川などの汚濁の指標としてよく用いられている。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。たとえば、コイやフナは、5mg/l以下であれば生きることができる。魚が住めるぐらいにするために必要な水は、みそしる1杯(200ml…BOD35,000mg/l)の場合、お風呂4.7はい(1400リットル)となる。
COD	海域や湖沼の汚濁の度合いを示す指標。有機物などの量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するとき消費される酸素量(mg/l)で表したものの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。
EM菌	EM菌の発酵剤利用の生ゴミ処理法。台所や給食室から出る生ゴミをポリ容器に入れ、「ぬかみそ状のEM剤」をふりかけながら発酵させる(EMぼかしと呼ぶ)方法で数日発酵させると容器の下部に液がたまる。生ゴミは土と混ぜて腐葉土に、液は飼育小屋、園庭、砂場、トイレ等にまいて浄化剤として利用することができる。
PM2.5	大気中に浮遊している2.5 μ m(1 μ mは1mmの千分の1)以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質(SPM:10 μ m以下の粒子)よりも小さな粒子。
ppm	ppmとは割合を表示する単位。100万分の1を1ppmと表示する。たとえば、1m ³ (100万cm ³)の空気中に1cm ³ の硫酸化合物がまじっている場合の硫酸化合物濃度を1ppmと表示する。また、水1トン(1m ³ の水槽)中に、1グラムの物質が溶解していると1ppmという。
PRTR法	正式名称は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」という。法律で定める化学物質について、排出量及び移動量の把握と届出、並びに管理の改善・強化を定めたもの。
SDGs(エス・ディー・ジーズ)	正式名称は「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」。2015年9月の国連サミットで全会一致で採択されたもので、「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までを期限とする17の国際目標。
TEQ	ダイオキシン類の濃度を環境基準と比較する際に用いる単位で、ダイオキシン類の化合物のうち、最も毒性の高い2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-p-ダイオキシンに換算した場合の濃度である。
ーあ行ー	
石綿	極めて細かい繊維状の鉱物であり、高い抗張力と柔軟性を有し、耐熱性、保湿性、防音性等に優れ、工業原料として幅広く利用されている。しかし、石綿には、肺機能障害、肺ガン等の健康影響がある。
宇土市総合計画	今後、市が進むべき方向を明確にするための総合的・長期的な計画で、市政におけるすべての施策の基本となる計画である。本市では、昭和60年に最初の総合計画を策定し、現在は平成23年度～平成30年度を計画年度とした総合計画を推進している。
宇土市都市計画マスタープラン	「都市計画法」に基づき作成されたものであり、具体的には、都市のめざす将来像を明確にし、その実現のための整備方針及び各種計画や各種事業との整合のとれた具体的施策を定めることにより、宇土市の都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものである。平成32年までの20年間を計画期間としている。
エコファーマー	土づくり・減化学肥料・減農薬という環境に配慮しつつ農地の生産力を維持・増進する農業に一体的に取り組む農家のこと。
エコライフ計画	「宇土市環境基本条例」により作成が義務付けられているものであり、環境にやさしい都市づくりを推進するための、市民の生活スタイルの指針となるものである。

用語	解説
オゾン層破壊	スプレーや冷蔵庫、電子部品の洗浄剤などに使われていたCFC（クロロフルオロカーボン。いわゆる「フロン」の一種）などは、大気中ではなかなか分解されず、地上10～50kmの高層の大気にあるオゾン層に達し、オゾン層を破壊してしまう効果がある。オゾン層は、大気圏の中でオゾン濃度の高い層。高度20～30kmに出現する。紫外線の透過、温暖層の形成など成層圏大気循環にさまざまな役割を果たしている。オゾン層が破壊されると生物に有害な紫外線の量が増大し、人間にも皮膚ガンの発生、白内障の増加などの影響が出る恐れがある。
温室効果ガス	太陽光により温められた地表から出された赤外線の一部は大気中に吸収され、再び大気中から地表へと放射されるため、地表面はより高い温度となる。この効果を「温室効果」といい、大気中で赤外線を吸収する気体を「温室効果ガス」と呼ぶ。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等がある。
—か行—	
外来種	外来種とは、日本在来の生物ではなく、本来の生息地から人間が移動させた種のことを指す。類義語に移入種・帰化植物・帰化動物がある。外来種が自然生態系に与える影響としては、他の種の捕食や生息場所を奪う等で在来種を圧迫し、生態系をかく乱することによって生物多様性を損なう場合があるほか、近縁在来種との交雑の進行、同種の在来個体群との交雑による遺伝的汚染がある。これらの問題に対して、移入の防止、移入種の駆除等の対応が必要である。
拡大生産者責任	拡大生産者責任（EPR）とは、使用後の製品回収や再資源化の費用を、製品コストとして生産者に負担させる考え方である。製品に加わったコスト削減のため、生産者に環境負荷が少なく再利用できる製品の開発や普及を促し、ごみ減量や再資源化を進める。
学校環境衛生の基準	学校の環境衛生の維持改善を図るため、学校保健法に基づいて、学校環境衛生の内容、方法、事後措置などの指針を定めているものである。例えば、照明の明るさ、騒音、空気の状態（化学物質等の濃度）、飲料水や水泳プールの水質などがある。
合併処理浄化槽	し尿と台所や風呂から出る雑排水をあわせて処理する浄化槽。し尿だけを処理する単独処理浄化槽より河川水質へ与える影響は小さい。
環境影響評価制度	事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価するための制度であり、県の「熊本県環境影響評価条例」と国の「環境影響評価法」により規定されている。
環境基準	「環境基本法」（平成5年法律第91号）第16条は、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」を環境基準としている。これは、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なり、人が生活する都市部や農村部など広い範囲を対象とした基準であり、罰則はない。
環境保全協定	宇土市環境基本条例第25条の規定に基づき、本市における無秩序な工場等の建設等を防止し、良好な環境を確保するため市と事業者で締結するもの。
環境ホルモン	内分泌かく乱化学物質のことで、生体内に取り込まれた場合に、ホルモンと同じような働きをして、正常なホルモン作用に影響を与える。ダイオキシン類やPCBなど、約70種類がリストアップされている。
環境マネジメントシステム	環境マネジメントシステムは、事業者等が環境に関する方針を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制、手続きを指す。国際標準化機構が発行したISO14001に基づくものが代表例である。
熊本地域地下水総合保全管理計画	熊本地域の地下水を量と質の両面にわたり総合的な保全と管理を推進していくために策定された計画である。宇土市、熊本市を含む16市町が本計画の対象地域になっている。
くまもとみんなの川と海づくりデー	毎年8月に1回、一般市民や学校関係、漁協などが参加して、海岸の大掃除を実施している。

用語	解説
光化学オキシダント (Ox)	工場や自動車等から排出される窒素酸化物(NOx)や炭化水素(HC)が太陽からの紫外線によって大気中で化学反応を起こして生成される酸化性物質(オゾンなど)のことで、いわゆる光化学スモッグの原因となっている。 「環境基本法」に基づき環境基準が設定されている。
公共下水道	公共下水道とは、市街地などの生活排水や工場排水を集め、下水処理場で処理するために市町村が整備する下水道のことをいう。
広葉樹	細い葉を持つ針葉樹に対し、広い葉を持つ樹木のこと。葉の形以外にも様々な性質の違いがある。分類学上では「被子植物」を広葉樹、「裸子植物」を針葉樹と呼ぶ。
こどもエコクラブ	21世紀に向けて環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子ども達が、地域の中で仲間と一緒に主体的に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取り組み・活動が展開できるよう支援することを目的として、環境省が平成7年度から小・中学生を対象として開始した事業。クラブは、小・中学生の数人から20人程度の仲間と、その活動を応援する身近な大人であるサポーターから構成される。
ーさ行ー	
産業廃棄物	事業活動に伴って生じる廃棄物であり、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、鋳さい、建築廃材、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん等の20種類である。
資源管理型漁業	大切な水産資源を減らさないようにし、計画的に獲る漁業をいう。例えば、禁漁期間を設定して、漁業を行わない、産卵場であるような場所を禁漁区として設定するなどが見られる。
史跡・文化財	史跡、天然記念物、名勝、有形文化財、無形文化財及び民族文化財の総称。
自然浄化能力 自然浄化機能	河川等が汚濁された場合、時間の経過に伴って、もとの清澄な水域に戻ることをいう。浄化能力は、微生物による酸化、還元、物理的な作用としての沈殿、希釈拡散、化学的酸化作用による他、底生生物や水生植物による体内への取り込みに因る。
自然林	自然の再生を通して形成された原生または原生に近い状態にある樹木または低木(成長中)の卓越した森林を指す。
シックハウス症候群	シックハウス症候群とは建物のなかで、空気中の化学物質やカビ・ダニ、ハウスダストなどにより、様々な健康障害が起こる病気で、近年症状を訴える人が非常に増えています。特に問題視されているのがホルムアルデヒドという物質で発がん性の可能性も報告されています。そのほかにも原因となる化学物質はたくさんあって、症状も人により差異があり、まだ未解明な部分の多い病気です。
循環型社会形成推進 基本法	廃棄物等のうち有用な物を循環資源と位置づけ、その循環的な利用を促進するための法律。平成12年6月2日公布。この法律の特徴は、廃棄物等の処理方法にはじめて優先順位が決められたこと、製品の生産者にリサイクル及び処分において一定の責任を負うことを求めている。
消化ガス	下水汚泥を濃縮・発酵させることにより発生するガスのこと。
針葉樹	針葉樹とは、一般に針状あるいは鱗状の幅が狭くて硬い葉をもっている樹木である。ほとんどが常緑樹で、木の形状は円錐形で、上に向かって伸びてゆくものが多く見られる。九州の主な針葉樹としては、スギ、ヒノキがある。
水銀フリー	水銀が含まれる製品をできる限り使わない、使用済みの製品を適正に廃棄する「水銀フリー社会」の実現に向けて、全国に先駆けて熊本県が実施した取組。主な取組として代替製品等の普及啓発、水銀体温計等の早期回収、市町村での埋立処分の中止、条約発効までの間に回収される量に相当する水銀の保管がある。
水源かん養機能	雨水が地表や地中へ一時的に蓄えられるとともに、徐々に地下へ浸透することによって雨水が直接河川に流入するのを防いで下流での洪水を防止したり、地下へ浸透する際に雨水が浄化される働きのこと。
水源かん養域	雨水が地中に染み込み地下水となった場合に、湧水の水源となりうる地域のこと。

用語	解説
水道水質基準	水質基準項目(水道水が備えるべき水質上の項目)、健康に関連する項目。生涯にわたる連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準を基とし、安全性を十分考慮した基準。水道水が有すべき性状に関連する項目
生態系	食物連鎖等の生物間の相互関係と、生物と無機的環境の間の相互作用を総合的にとらえた生物社会のまとまりのことをいう。まとまりのとらえ方によっては、ため池や地球全体を一つの生態系と考えることもできる。
生物多様性	地球上のあらゆる生物種の多様さを意味しており、「種間の多様性」、「種内の多様性(遺伝子の多様性)」、「生態系の多様性」という3つのレベルの多様性を含んでいる。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているという。国内においては、平成7年10月に生物多様性国家戦略が決定されている。
ゼロエミッションシステム	ある工程から出る廃棄物を別の工程で利用して、完全な資源の循環利用により、廃棄物をゼロにするシステムを指す。
扇状地	河川が山から平地へ流れるところに、扇形(半円錐形)に土砂や礫が厚く堆積してきた土地のことである。宇土市では、緑川、浜戸川近辺の低地が該当する。
全窒素	閉鎖性水域の富栄養化の原因となる物質の一つ。生活排水、工場排水等により供給され、赤潮、アオコ等の発生の原因となる。
全燐	生活排水、工場排水、農業排水等により閉鎖性水域に供給され、栄養塩類の増加による富栄養化を引き起こす。
—た行—	
多自然型護岸	魚や昆虫等の生き物が棲める環境に配慮した護岸を「多自然型護岸」という。
地域高規格道路	自動車専用道路としての機能を持ち、60~80km/hで走行できる道路である。
窒素酸化物	窒素酸化物は、重油、ガソリン、石炭等の燃焼によって生成する。窒素酸化物のうち、二酸化窒素(NO ₂)が大部分を占めていて、赤褐色の刺激性の気体で粘膜を刺激するほか、水に溶けにくく、人体に吸収されると肺深部に達して肺水腫等の原因となる。 二酸化窒素は、「環境基本法」に基づき環境基準が設定されている。
中水利用	水道水や工業用水の代わりに、洗面や手洗いで利用した雑用水、事業で使用済みの排水、雨水等処理した再利用水を利用すること。
天然林	林木の伐採はなされたが、人口造林や特殊な撫育を加えることなく、全く天然のまま成林した森林。
特定施設届出地区	「熊本県景観条例」に基づき、景観形成を図る必要がある幹線道路沿線の区域を特定施設届け出地区として指定し、指定地域内の一定の建築行為等に対して届け出を義務づけているものである。
特定植物群落	重要な植物群落について、環境省が植生の重要性の基準を8分類に分けて設定し、選定したもの。
特定フロン	モントリオール議定書によりフロン11、フロン12、フロン113、フロン114、フロン115の5種類を特定フロンと定義し、1995年末で生産が全廃となった。
都市公園	一般的には都市内にある公園をいう。都市美の創造、市民の休養、散策、鑑賞、幼児・児童の遊びや運動、成人の運動やレクリエーションなどのための公共的に準備された公園のことである。
—な行—	
二酸化硫黄(硫黄酸化物)	二酸化硫黄、三酸化硫黄と硫酸ミスト等を総称して硫黄酸化物といい、「大気汚染防止法」(昭和43年(1968))ではばい煙の一種として規制し、また、「環境基本法」に基づき環境基準が設定されている。
野焼き	屋外で焼却する行為のこと。廃棄物の処理及び清掃に関する法律において原則禁止されているが、公益上あるいは社会慣習上やむを得ないものや、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なものについては、例外的に認められている。

用語	解説
ーは行ー	
バイオマス	植物（木本、草本）由来、動物の死骸や排せつ物由来、廃棄物（生ごみや産業廃棄物）由来の資源を指す。日本においてバイオマスとして利活用されている主なものは、家畜排せつ物、食品廃棄物、紙、下水汚泥、木質系廃材・未利用材等があり、エネルギー利用や別の形の資源として利用されている。
排出者責任	ごみを捨てる人がその適正なリサイクルやごみ処理に関する責任を負うべきであるという考え方であり、具体的には排出者がごみを捨てるときにきちんと分別すること、排出事業者がその廃棄物のリサイクルや処理を自ら行うことなどを指す。
排水基準	排水基準とは、「水質汚濁防止法」に基づき、工場などが公共用水域へ排出する排水に課せられる濃度規制値のことである。一般には国で定めた全国一律の一律基準と都道府県等の条例で規定される一律基準より厳しい上乗せ基準があるが、本市では上乗せ基準は設定されていない。
パークアンドライド	自宅から自家用車を運転し、最寄りの駅・バス停まで行き、その周辺に駐車して鉄道・バスへ乗り継ぎ、都心等へ向かう通勤形態をいう。
複層林	森林を構成する樹木を部分的に伐採し、年齢や樹種の違いから異なる高さの樹木で構成される森林のこと。
浮遊粒子状物質	大気中の粒子状物質（粉じん・ばいじんなど）のうち、粒径が10 μ m（マイクロ・メートル。1 μ mは1mmの1/1,000）以下のものをいう。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。
ふるさと熊本の樹木	県民が祖先から受け継ぎ、各地域に存在する伝説的及び歴史的な由緒ある樹木または樹木の集団をふるさとの象徴として、ふるさとの自然を大切にす県民意識の高揚を図り、豊かな自然環境及び生活環境を維持することを目的として登録される。
フロン	メタン、エタン等の炭化水素の水素原子の一部、または全部をフッ素原子と塩素原子で置換したクロロフルオロカーボン類の総称。フロンは無色無臭の気体または液体で、熱的にも化学的にも安定しており、毒性も引火性もないため、冷房、冷蔵、冷凍用の冷媒や、化粧品用エアソル剤、高級な溶剤、消化剤、ウレタンフォーム等の発泡剤に用いられている。大気中に放出、蓄積されたフロンは、太陽の紫外線によって分解して塩素原子を生じ、これが地球のオゾン層を破壊する。
粉じん	大気汚染防止法により「物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質」と定義され、特定粉じんと一般粉じんに分けられる。 特定粉じんとは「粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの」とされ、現在石綿が指定されている。 一般粉じんとは、粉じんのうち特定粉じん以外のものをいいます。
保安林	森林法に基づき、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、防風林、保健林など、公共目的17項目の維持に向けて保護指定されている森林のこと。
ーま行ー	
ミティゲーション	開発に伴う環境への影響を極力減少させるとともに、開発によって損なわれる環境をその場所または他の場所に復元または創造することによって、環境への影響をできるだけ緩和しようとする考え方。
緑の基本計画	「緑の基本計画」とは、「都市緑地保全法」の改正により、各市町村により策定が定められた「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、緑地の保全及び緑化の推進に関する総合的な指針と位置づけられます。したがって、環境基本計画、総合計画及び都市計画マスタープランにおける将来像や基本方針をふまえた上で、本市の「みどり」のあるべき姿、また、公園、緑地の整備、公共空間の緑化、民有地の緑化、自然環境の保全、緑に関わるまちづくり活動への支援等、「みどり」に関する様々な施策について、効果的に実施するための総合的な指針です。
緑の少年団	緑の少年団は、国土緑化運動の一環として、昭和35年に国土緑化推進委員会（現国土緑化推進機構）が、「グリーンスカウトの提唱」を行ったことを契機として、緑と親しみ、緑を愛し、守り、育てる活動を通じて、自然を愛し、人を愛し、自らの社会を愛する心豊かな人間を育てることを目的に結成された団体である。

用語	解説
ーや行ー	
用途地域	用途地域とは一定の範囲の地域を定め、その地域内には一定用途以外の建築物を規制し、適正な土地利用を図り、市街地の健全な発展と環境保全を目的として、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づく一連の手続きに従って定めるものである。都市計画として定める地域は、第一種低層住居専用地域、第一種住居地域及び近隣商業地域など12種類の地域区分がある。
ーら行ー	
リサイクル率	1年間のごみの排出総量に対し、リサイクルした量の割合のこと。
緑化協定	相当規模の一団の土地において、その所有者等の全員の合意により、地域の良好な自然環境を確保するために、緑地の保全又は緑化に関する共通の目標を定めた協定のこと。
レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況を解説した資料集のこと。国際自然保護連合（IUCN）が初めて発行したものが危機を意味する赤い表紙であったことから、レッドデータブックと呼ばれる。

持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的（ユニバーサル）な目標です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

